

綾瀬市共同生活援助事業家賃助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、共同生活援助事業施設（以下「グループホーム」という。）に入居している障害者の生活の自立を促進するため、予算の範囲内において、綾瀬市共同生活援助事業家賃助成補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条に規定する障害福祉サービスのうち、共同生活援助事業とする。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象者は、市が援護の実施者である障害者を入居させている指定共同生活援助事業者（以下「事業者」という。）とする。ただし、グループホームが設置される市町村においてグループホームに対する家賃助成制度がない区域の事業者は除くものとする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、入居者が負担すべきグループホームの家賃（管理費、共益費及び消費税を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 法第34条に規定する特定障害者特別給付費（以下「補足給付」という。）の支給対象者に係る補助金の額は、市が援護の実施者となっている入居者1人につき月額個人負担家賃額から、補足給付により支給されるべき額（上限10,000円。以下「補足給付額」という。）を差し引いた額の2分の1の額とし、月額10,000円を限度とする。ただし、補足給付額と補助金の額の合計額が月額個人負担家賃額の2分の1の額を超えないものとする。

2 補足給付の支給対象者でない者に係る補助金の額は、入居者1人につき月額個人負担家賃額の2分の1とし、月額20,000円を限度とする。

3 第1項の規定にかかわらず、生活保護受給者に係る補助金の額は、個人負担家賃額が生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助限度額と補足給付

額の合計額を超える場合、個人負担家賃額から当該住宅扶助限度額と当該補足給付額の合計額を差し引いた額の2分の1とし、月額10,000円を限度とする。

4 前項により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

5 補助額の算出については、各月初日の入居者とし、月の途中に入居した場合は、翌月から計算するものとする。

(交付申請及び添付書類)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市共同生活援助事業家賃助成補助金交付申請書(第1号様式)を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 規則第4条に定める書類のほか、次の書類を添付するものとする。

- (1) 所要額計算書(第2号様式)
- (2) 交付基準内訳書(第3号様式)
- (3) グループホーム入居者及び職員名簿
- (4) グループホーム管理運営規程

(交付決定)

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付決定は、綾瀬市共同生活援助事業家賃助成補助金交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(交付時期)

第8条 補助金は、事業者の請求により各四半期毎に分けて交付するものとする。この場合の交付時期は7月、10月、1月、4月とする。ただし、年度途中からの利用についてはこの限りではない。

(変更等の承認)

第9条 事業者は、第7条の決定後に、補助金の交付を受けた事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、綾瀬市共同生活援助事業家賃助成補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第5号様式)により内容及び理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告及び添付書類)

第10条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、綾瀬市共同生活援助事業家賃助成補助金実績報告書(第6号様式)に次の書類を添付し、会計年度終了後の4月20日までに報告しなければならない。

- (1) 所要額計算書（第2号様式）
 - (2) 交付基準内訳書（第3号様式）
- （委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（宛先）綾瀬市長

所在地
事業者名
代表者氏名

印

年度綾瀬市共同生活援助事業家賃助成補助金交付申請書

綾瀬市共同生活援助事業家賃助成補助金の交付について、次の書類を添えて申請します。

1 交付申請額	円
2 申請対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 申請額の積算根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃 円/月 (共益費、消費税等含む。光熱水費等除く) ・障害_____年金 級(円/年) ・生活保護の場合は、受給証明書
4 事業の名称	
5 施行場所	
6 計画概要	
7 事業効果	
8 着手予定年月日	
9 完了年月日	
10 添付書類	所要額計算書 交付基準内訳書 グループホーム入居者及び職員名簿 グループホーム管理運営規程

第2号様式(第6条、第10条関係)

所要額計算書

項 目	金 額
1 個人負担家賃額	円
2 延入居者数	生活保護受給者 人 人
3 補助所要額	円
	生活保護受給者 円
	計 円

第4号様式(第7条関係)

年度綾瀬市共同生活援助事業家賃助成補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付で申請のあった 年度綾瀬市共同生活援助事業家賃助成補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号)の規定により、次のとおり通知します。

1 補助金額

円

2 補助条件

- (1) 補助金の対象は、綾瀬市共同生活援助事業家賃助成補助金交付要綱第2条に規定する事業とする。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) この補助金を、他の用途に使用し、又は補助条件その他法令若しくはこれらに基づく市長の指示又は命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

第5号様式(第9条関係)

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

所在地
事業者名
代表者氏名

印

綾瀬市共同生活援助事業者貸助成補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付で交付決定を受けた綾瀬市共同生活援助事業者貸助成補助金について、変更(中止・廃止)したいので、承認願いたく申請します。

1 変更の内容

変更前の決定額

変更後の決定額

2 変更の理由

3 添付書類

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

所在地
事業者名
代表者氏名

印

年度綾瀬市共同生活援助事業者貸助成補助金実績報告書

年 月 日から 年 月 日までに交付決定を受けた綾瀬市共同生活援助事業者貸助成補助金の事業実績について次のとおり報告します。

1 補助金額 円

2 添付書類

(1) 所要額計算書

(2) 交付基準内訳書